

「ご契約のしおり」の一部変更差込しおり (契約者を変更する場合の制限等)

差込用

- ・「ご契約のしおり」の一部を本紙に記載のとおり変更させていただきます。
恐れ入りますが、該当箇所をお読み替えいただきますようお願いいたします。
- ・なお、本紙は「ご契約のしおり」と合わせて保管してください。

○変更内容

Jタイプ・Tタイプ等は、契約者を法人（または所定の個人事業主）から、個人（またはその他の個人事業主）に変更する場合、保険金額等を所定の金額以下にする必要がありましたが、平成30年6月よりこの制限を撤廃します。また、無配当終身保険の減額後の最低金額および払済終身保険の最低金額を1,000万円から500万円に引き下げます。（詳細は以下を参照ください。）

■ご契約のしおり（平成30年4月版）

27ページ「注意喚起情報」中、「②0契約者を変更する場合の制限（Jタイプなど）」および「②1契約者を変更する場合の制限（Tタイプなど）」を次のとおり変更いたします。

▼ 次の契約の場合はお読みください。

- ・無配当重大疾病保障保険
- ・無配当重大疾病保障保険（無解約払戻金型）
- ・無配当重大疾病治療給付特約（上皮内・皮膚癌保障付）
- ・無配当重大疾病治療給付特約（上皮内・皮膚癌保障付無解約払戻金型）

20

契約者を変更する場合の制限
(Jタイプなど)

「ご契約のしおり」186ページ



■契約者を、法人や所定の個人事業主から、個人やその他の個人事業主に変更する場合、同一被保険者について重大疾病保険金額を通算して2,000万円以下、重大疾病治療給付金額を通算して300万円以下にする必要があります。

旧

27ページ

▼ 次の契約の場合はお読みください。

- ・無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動型）
- ・無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型）

21

契約者を変更する場合の制限
(Tタイプなど)

「ご契約のしおり」187ページ



■契約者を、法人や所定の個人事業主から、個人やその他の個人事業主に変更する場合、同一被保険者について就業障がい保険金額を通算して2,000万円以下にする必要があります。

新

(削除)

48 ページ「契約に際して」中、「12. 高額割引制度」を次のとおり変更いたします。

旧 48 ページ	(追 加)
-------------	---------

新	対象となる主契約・特約	計算の対象となる保険金額・給付金額
	● 無配当終身保険	死亡保険金額

186・187 ページ「契約後について」中、「17. 契約者・受取人の変更」を次のとおり変更いたします。

旧 186 ページ	<p>契約者を変更する場合の制限（Jタイプなど）</p> <ul style="list-style-type: none">● 無配当重大疾病保障保険、無配当重大疾病保障保険（無解約払戻金型）では、契約者の属性に応じて、この2つの商品の契約を通算して、同一の被保険者が加入できる保険金額に下記の上限を設けています。 <table border="1"><tr><td>－ 法人・所定の個人事業主*5・6 ：重大疾病保険金額を通算して 20,000 万円</td><td>－ 個人・その他の個人事業主 ：重大疾病保険金額を通算して 2,000 万円</td></tr></table>	－ 法人・所定の個人事業主*5・6 ：重大疾病保険金額を通算して 20,000 万円	－ 個人・その他の個人事業主 ：重大疾病保険金額を通算して 2,000 万円
	－ 法人・所定の個人事業主*5・6 ：重大疾病保険金額を通算して 20,000 万円	－ 個人・その他の個人事業主 ：重大疾病保険金額を通算して 2,000 万円	
<p>契約者を変更する場合の制限（無配当重大疾病治療給付特約（上皮内・皮膚癌保障付）など）</p> <ul style="list-style-type: none">● 無配当重大疾病治療給付特約（上皮内・皮膚癌保障付）、無配当重大疾病治療給付特約（上皮内・皮膚癌保障付無解約払戻金型）では、契約者の属性に応じて、この2つの特約を通算して、同一の被保険者が加入できる給付金額に下記の上限を設けています。 <table border="1"><tr><td>－ 法人・所定の個人事業主*7・8 ：重大疾病治療給付金額を通算して 500 万円</td><td>－ 個人・その他の個人事業主 ：重大疾病治療給付金額を通算して 300 万円</td></tr></table>	－ 法人・所定の個人事業主*7・8 ：重大疾病治療給付金額を通算して 500 万円	－ 個人・その他の個人事業主 ：重大疾病治療給付金額を通算して 300 万円	
－ 法人・所定の個人事業主*7・8 ：重大疾病治療給付金額を通算して 500 万円	－ 個人・その他の個人事業主 ：重大疾病治療給付金額を通算して 300 万円		

! ● 契約者が法人や所定の個人事業主である契約の契約者を、個人やその他の個人事業主の方に変更する場合、同一契約者（契約者変更後）、かつ、同一被保険者の2つの商品の契約の重大疾病保険金額（契約が複数ある場合には、すべての契約の重大疾病保険金額）を通算して 2,000 万円超となるとときには、重大疾病保険金額の減額または保険契約の解約により、2,000 万円以下にさせていただきます。

● 重大疾病保険金額を通算して 2,000 万円以下にしていだけない場合には、契約者を個人やその他の個人事業主の方に変更することはできません。

*5 特定の団体・集団の制度としてこの商品に加入した一定の年収基準を満たす個人事業主、または、特定の職業に従事する一定の年収基準を満たす個人事業主をいいます。くわしくは、当社の担当者または本社におたずねください。

*6 契約者が所定の個人事業主である契約は、契約者と被保険者が同一人の場合に限ります。

! ● 契約者が法人や所定の個人事業主である契約の契約者を、個人やその他の個人事業主の方に変更する場合、同一契約者（契約者変更後）、かつ、同一被保険者の2つの特約の重大疾病治療給付金額（特約が複数ある場合には、すべての特約の重大疾病治療給付金額）を通算して 300 万円超となるとときには、重大疾病治療給付金額の減額または特約の解約により、300 万円以下にさせていただきます。

● 重大疾病治療給付金額を通算して 300 万円以下にしていだけない場合には、契約者を個人やその他の個人事業主の方に変更することはできません。

*7 特定の団体・集団の制度としてこの商品に加入した一定の年収基準を満たす個人事業主、または、特定の職業に従事する一定の年収基準を満たす個人事業主をいいます。くわしくは、当社の担当者または本社におたずねください。

*8 契約者が所定の個人事業主である契約は、契約者と被保険者が同一人の場合に限ります。

新

(削除)

旧
187 ページ

契約者を変更する場合の制限 (Tタイプなど)

- 無配当就業障がい保障保険 (身体障がい者手帳連動型)、無配当就業障がい保障保険 (身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型) では、契約者の属性に応じて、この2つの商品の契約を通算して、同一の被保険者が加入できる保険金額に下記の上限を設けています。

<ul style="list-style-type: none"> － 法人・所定の個人事業主 ：就業障がい保険金額を通算して 20,000 万円 	<ul style="list-style-type: none"> － 個人・その他の個人事業主 ：就業障がい保険金額を通算して 2,000 万円
---	---

- !**
- 契約者が法人や所定の個人事業主である契約の契約者を、個人やその他の個人事業主の方に変更する場合、同一契約者 (契約者変更後)、かつ、同一被保険者の2つの商品の契約の就業障がい保険金額 (契約が複数ある場合には、すべての契約の就業障がい保険金額) を通算して 2,000 万円超となるとときには、就業障がい保険金額の減額または保険契約の解約により、2,000 万円以下にさせていただきます。
 - 就業障がい保険金額を通算して 2,000 万円以下にしていただけない場合には、契約者を個人やその他の個人事業主の方に変更することはできません。

新

(削除)

194 ページ「取扱基準」中、「1. 減額後の最低金額・取扱単位」を次のとおり変更いたします。
(下線部分が変更箇所です。)

旧
194 ページ

主契約名称	基準となる保険金額・給付金額など	減額後の最低金額	取扱単位
● 無配当終身保険	死亡保険金額	<u>1,000 万円以上</u>	10 万円

新

主契約名称	基準となる保険金額・給付金額など	減額後の最低金額	取扱単位
● 無配当終身保険	死亡保険金額	<u>500 万円以上</u>	10 万円

200 ページ「取扱基準」中、「5. 高額割引制度の取扱（主契約の保険料の割引）」を次のとおり変更いたします。

旧 200 ページ	(追 加)
--------------	---------



新	主契約名称	高 ← 保険料率 → 低			
	● 無配当終身保険	<table border="1"><tr><td>● 死亡保険金額</td><td></td></tr><tr><td>1,000 万円未満</td><td>1,000 万円以上</td></tr></table>	● 死亡保険金額		1,000 万円未満
● 死亡保険金額					
1,000 万円未満	1,000 万円以上				

201 ページ「取扱基準」中、「6. 払済保険の最低保険金額など」を次のとおり変更いたします。
(下線部分に変更箇所です。)

旧 201 ページ	保険種類	最低保険金額など
	● 無配当終身保険*1	払済終身保険の最低死亡保険金額 <u>1,000 万円</u>

*1 保険料の払込方法<回数>を一時払とする場合（「無配当一時払終身保険」）は取り扱いません。



新	保険種類	最低保険金額など
	● 無配当終身保険*1	払済終身保険の最低死亡保険金額 <u>500 万円</u>

*1 保険料の払込方法<回数>を一時払とする場合（「無配当一時払終身保険」）は取り扱いません。

引受保険会社

 **大同生命保険株式会社**

本社 (大阪) 〒550-0002 大阪市西区江戸堀1丁目2番1号
(東京) 〒103-6031 東京都中央区日本橋2丁目7番1号
<https://www.daido-life.co.jp/>

ご契約の生命保険のご照会・お手続きをコールセンターでおうかがいします。

大同生命コールセンター 0120-789-501 (通話料無料)

受付時間：9：00～18：00（土・日・祝日・年末年始を除く）

※プライバシー保護のため、お問合せは契約者ご本人、またはご家族登録制度に登録されたご家族よりお願いいたします。